

令和8年度 会津美里町一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 計画処理区域

会津美里町全域

2 計画処理区域内面積、人口

区分	全域	計画処理区域
面積	276.37km ²	276.37km ²
人口	17,770人	17,770人

※人口は町一般廃棄物処理基本計画（令和8年度推計）より

3 対象となる廃棄物の種類

ごみ処理実施計画において、本町が処理する廃棄物は町内で発生する一般廃棄物とする。ただし、ごみ処理実施計画で定める「町で収集しないごみ」及び生活排水処理実施計画で定める「し尿及び浄化槽汚泥」は除くものとする。

4 ごみ排出量の見込み

区分	ごみ排出量
燃やせるごみ	3,362 t
燃やせないごみ	264 t
粗大ごみ	35 t
資源物	741 t
生活系ごみ小計	4,402 t
集団回収	74 t
事業系ごみ	1,183 t
合計	5,659 t

5 ごみの処理主体

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分 (再資源化先)
燃やせるごみ	町(委託)、排出者又は許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	会津若松地方広域市 町村圏整備組合
燃やせないごみ	町(委託)、排出者又は許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	会津若松地方広域市 町村圏整備組合
資源物	町(委託)、排出者又は許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合 民間業者等 認定事業者	指定法人 民間再生資源業者

6 処理計画

(1)収集運搬計画

生活系ごみは、次のとおり収集するものとする。ただし、引っ越しなどにより一度に多量に生じたごみ（多量ごみ）については、町から証明書の発行を受けて自己搬入するか又は許可業者への委託によるものとする。

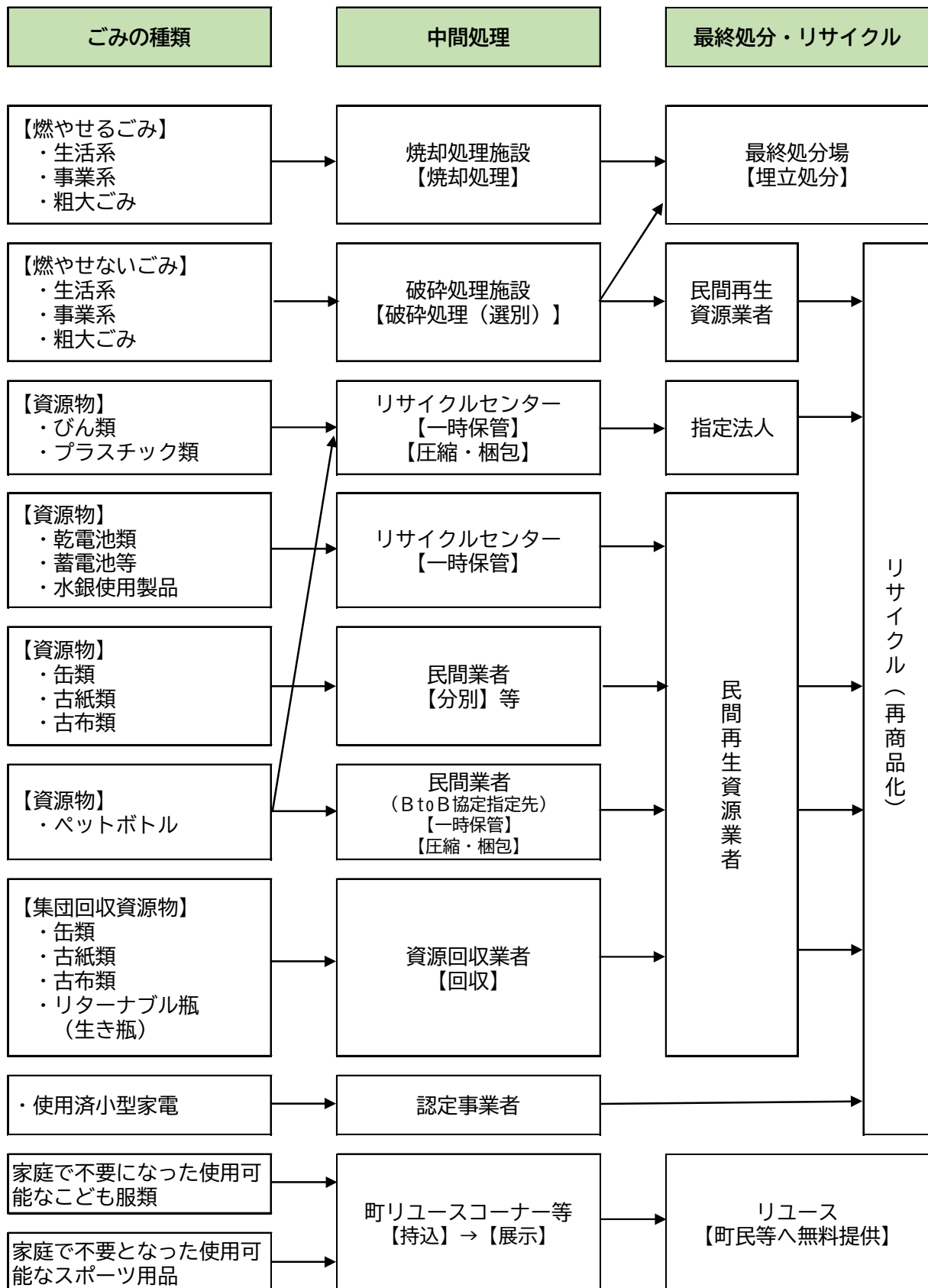
事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入又は許可業者への委託によるものとする。

区 分	収集方法	収集回数	排出時間	収集時間	実施主体	
燃やせるごみ	ステーション回収	週2回	収集日の 午前8時まで	午前8時 30分から	町(委託)	
燃やせないごみ		週1回				
資源物		缶類、びん類、ペットボトル、乾電池類				隔週1回
		紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ、紙製容器包装・雑がみ、古布類				隔週1回
プラスチック製容器包装、製品プラスチック		週1回				
畜電池等、水銀使用製品	拠点回収	随時	開庁時間内	随時		
使用済小型家電	拠点回収	随時	開庁時間内	—	町	
粗大ごみ(申込制)	戸別回収	年6回	収集日の 午前8時まで	随時	町(委託)	

(2) 中間処理及び最終処分

①ごみの処分体制

収集したごみや資源物は、次のように適正処理、処分を行う。



②処理施設

施設名称等		形式・処理能力等	実施主体
ごみ焼却処理施設		全連続燃焼式機械炉 196 トン／24 時間 (98 トン／24 時間×2 炉)	会津若松地方広域市町村 圏整備組合
ごみ破碎処理施設		圧縮・剪断・衝撃破碎方式 50 トン／ 5 時間 (10 トン／時間)	
リサイクル センター	びん保管施設	3種類を保管 (無色、茶、その他) 保管可能量 ガラスびん 43 m ³ ×3	
	ペットボトル 圧縮保管施設	保管可能量 ペットボトル 71 m ³ ペットボトル減容機 2.0 トン／5 時間 × 1 基	
	プラスチック 圧縮保管施設	保管可能量 受入ヤード 906 m ³ 成品ヤード 136 m ³ 13.6 トン／ 5 時間×1 基	
最終処分場		埋立容量 152,000 m ³ (沼平第3 処分場)	

7 ごみの適正排出

(1) 排出基準

ごみの種類及び分別の区分

分別区分	分別方法及び例示	排出方法
燃やせるごみ	生ごみ、軟質プラスチック (プラスチック製容器包装・製品プラスチックを除く)、草、花、剪定枝 (長さ 60 cm 以下、直径 15 cm 以下)、革製品、酒パック、布団、毛糸・毛布類、コルク栓、紙オムツなど	<ul style="list-style-type: none"> ・透明又は半透明の袋に入れて地区の決められたごみステーションへ出す。 ・生ごみはよく水切りをする。 ・食用油は紙や布に染み込ませる。 ・布団は丸めて縛る。
燃やせないごみ	陶磁器類、コップ、硬質プラスチック (プラスチック製容器包装を除く)、ステンレス・ホーロー製品、鉄・銅製品、ガラス製品、電球・蛍光灯 (水銀使用製品を除く)、植木鉢、スプレー缶・カセットコンロ用ボンベ、イス、自転車など	<ul style="list-style-type: none"> ・透明又は半透明の袋に入れて地区の決められたごみステーションへ出す。 ・刃物などは刃の部分の部分を紙などで包む。 ・自転車はタイヤの空気を抜いて、鍵をかけ、サドルに氏名を記載してごみステーションへ出す。 ・スプレー缶、カセットコンロ用ボンベは、必ず穴をあけ、中のガスを空にして出す。

分別区分		分別方法及び例示	排出方法
資源物	缶類	スチール缶、アルミ缶に分ける。	・簡単に水洗いしてから、資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
	びん類	無色(透明)系・茶色系・その他のガラスびんの3種類に分ける。	・簡単に水洗いしてから、資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
	ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタレート(ペット)製の清涼飲料又は調味料などの容器	・キャップ、ラベルをはずし、簡単に水洗いして、資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
	乾電池類	乾電池、ボタン電池、コイン電池 ※充電できないもの	・ビニールテープ等で絶縁処理し透明又は半透明の袋に入れて、資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
	紙パック	牛乳やジュース類(飲料用に供される物に限る)の紙製容器 ※内側が銀色のものは、燃やせるごみへ	・簡単に水洗いしてから開き、十字に束ねて資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。 ・できる限り、集団回収に協力する。
	新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ	それぞれ種類ごとに分ける。	・十字に束ねて資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。 ・できる限り、集団回収に協力する。
	紙製容器包装・雑がみ	菓子箱、ティッシュペーパーの箱など	・十字に束ねるか、飛散しないように紙製の袋に入れて縛り、資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
	古布類	衣類、シーツ、タオルなど	・透明または半透明の袋に入れて資源物の日に地区の決められたごみステーションへ出す。
プラスチック製容器包装、製品プラスチック	プラスチック製容器包装 白色・有色トレイ、発泡スチロール、外装フィルム、豆腐や卵のパックなど 製品プラスチック(24品目) 浮き輪、クリアファイル、ジョイントマット、湿布等のフィルム、ストロー、スプーン、スポンジ、テーブルクロス、荷造りひも、ネット袋、バススリッパ、発砲スチロール、バラン、ビーチマット、ビニールシート、ビニール袋、ビニール風呂敷、ビニールホース、PPバンド、フォーク、風呂マット、ポリ手袋、ラップ、ロープ	・中身が残っているもの、汚れが付着しているものは簡単に水洗いし、透明又は半透明の袋に入れて地区の決められたごみステーションへ出す。 ・金具やひもなどプラスチック以外の素材ははずして出す。 ・シートやマットなどの大きなものやロープ等の長いものは、1辺50cm以内に切断して出す。	

分別区分		分別方法及び例示	排出方法
資源物	蓄電池等	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールテープ等で絶縁処理し、拠点回収場所に持参する。 ・製品本体から蓄電池等が取り外せるものは、蓄電池のみで出す。 ・蓄電池が取り外せないものは、製品本体ごと出す。
	水銀使用製品	水銀体温計、水銀血圧計、蛍光灯（水銀使用製品に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収場所に持参する。 ・水銀体温計、水銀血圧計は割れないように紙などでくるみ、透明又は半透明の袋に入れる。 ・蛍光灯は買ったときの箱に入れるか紙などでくるみ透明又は半透明の袋に入れる。割れたものは透明又は半透明の袋に入れる。
	使用済小型家電（回収ボックスに入る大きさのもの）	ノートパソコン、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ、メモリーカードなど	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収場所に持参する。
粗大ごみ（申込制）		大型家具、ベッド、机、ソファなど ・「家電リサイクル法」による廃家電製品、「資源有効利用促進法」対象品及び町で収集しないごみは除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・町ウェブサイトで申込むか、受付日に電話で申込む。（1回3点まで） ・後日、戸別回収する。

（2）町で収集しないごみ

区分	例示	処理方法
家電リサイクル法の対象となるもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電小売店又は町の許可を受けた収集運搬業者に依頼するか、あらかじめ家電リサイクル券を購入のうえ、指定取引場所へ搬入する。
資源有効利用促進法の対象となるもの	デスクトップパソコン本体、ディスプレイなど	製造事業者等に引き取りを依頼する。
処理できないもの （危険を伴うもの及び処理施設で処理できないもの等）	車・バイクのタイヤ、タイヤホール、スプリング類、消火器、バッテリー、ボイラー、モーター、薬品、農薬、耐火金庫、漬物石、コンクリートブロック、コンクリート製物干し台、ホームタンク、タイル、石油類、畳、消火器など	販売店に引き取りを依頼するか、許可を得た処理業者に依頼する。
	注射器・注射針（在宅医療廃棄物）など	医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
	バイク	廃棄二輪車取扱店に依頼する。

(3) 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

① 廃棄物排出抑制の推進

項目	内容
マイバック運動の推奨	・買い物にはマイバックを持参し、レジ袋を受け取らないよう啓発する。
こども衣類等リユースコーナーの設置	・ごみの減量化を図るため、じげんプラザにこども服リユースコーナーを設置する。
スポーツ用品リユース展示場の運営	・ごみ減量化を図るため、高田体育館内にスポーツ用品のリユース展示場を設置・運営する。
3きりの推進	・生ごみ等の減量化を図るため、使いきり、食べきり、水切りの3きりを周知する。
生ごみ処理機等購入費の補助	・生ごみ処理容器購入について、1基につき購入価格の2分の1以内で5千円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。 ・電動生ごみ処理機購入について、1基につき購入価格の2分の1以内で5万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。
不法投棄監視パトロールの実施	・不法投棄の発生抑制のため、不法投棄監視員15名による月2回のパトロールを実施する。
監視カメラの設置	・不法投棄の発生抑制のため、町内10箇所に監視カメラを設置する。
ごみステーション設置への補助	・設置する自治区に設置費用の4分の3以内で10万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。
ごみステーション維持管理活動への補助	・ごみステーションの維持管理費用の2分の1以内で5万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。

② 普及啓発の充実

項目	内容
町広報紙・ホームページでの情報発信	・ごみ減量化、資源物の排出方法及びリサイクル推進等、一般廃棄物処理基本計画の内容について周知する。 ・町で収集しない家電リサイクル法・資源有効利用促進法の対象機器の処分方法を周知する。 ・ポイ捨て禁止、ペット散歩中等のフンの持ち帰りについて啓発する。 ・使い捨て製品や容器の安易な使用を自粛するよう啓発する。
「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」の配布	・全戸配布することで、ごみ収集日の周知・分別による適正な排出を促す。
ごみ分別ガイドの配布	・町民へごみ分別ガイドを配布することで、分別による適正な排出を促す。
出前講座の実施	・各種団体、公民館事業等と連携し、ごみ減量とリサイクルについての出前講座を実施する。
環境副読本の配布	・小学生を対象に、当町のごみの現状を表す解りやすい資料を作成配布し、ごみ減量の啓発を図る。
ごみ減量化標語コンクールの実施	・小学生及び保護者がごみ問題について関心を持ち、ルールやマナーを守ることや、廃棄物減量化の取組について考える機会を設けるため、ごみ減量化標語コンクールを実施する。

③再資源化の推進

項目	内容
選別収集の実施	・資源物の分別排出を促進するため、選別した収集を実施する。その実施結果の数値情報等を広報やホームページで周知することで好循環を生み出す。
雑がみ分別の推進	・古紙類の分別徹底を図るため、広報やホームページで周知する。
集団回収活動に対する補助	・資源物の再利用化及びごみ減量化推進のため、資源物の集団回収を行う子供会、PTAその他これらに類する団体に対して予算の範囲内で奨励金を交付する。
事業所への個別ヒアリングの実施	・排出量の多い事業所等を訪問し、ごみの排出状況等をヒアリングすることにより、効果的な減量施策を検討する。
使用済小型家電リサイクル回収イベントの実施	・回収イベントを実施し、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属の再資源化を行う。
使用済小型家電リサイクル拠点回収の実施	・拠点回収することで、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属の再資源化を行う。
乾電池類の分別収集の実施	・分別収集にて乾電池類を収集し、再資源化を行う。
水銀使用製品の拠点回収の実施	・拠点回収することで、水銀使用製品の再資源化を行う。
蓄電池等の拠点回収の実施	・拠点回収することで、蓄電池等の再資源化を行う。

8 一般廃棄物処理業の許可

(1) 一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少傾向が今後も続くと見込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新規については次のように対応する。

- ・既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として許可しない。

(2) 一般廃棄物処分業

ごみ焼却量・埋立量を極小化する観点から、多様な処分業者が存在することが望ましいため、新規については次のように対応する。

- ・ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合に許可する。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 処理する一般廃棄物の種類

生活排水

2 計画処理区域

会津美里町全域とする。計画処理区域は公共下水道区域（特定環境保全区域を含む。）、農業集落排水区域とその他の地域に分け、公共下水道区域においては公共下水道事業、農業集落排水区域においては農業集落排水事業、その他の区域においては合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設の整備を推進する。

3 処理計画

(1) 生活排水の排出状況

区 分	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (目標値)
① 公共下水道処理人口（接続人口）	4,549人	4,571人	4,633人
② 特定環境保全公共下水道処理人口 (接続人口)	175人	177人	178人
② 農業集落排水処理人口（接続人口）	1,254人	1,256人	1,272人
④ 合併処理浄化槽処理人口(公共下水道・特定 環境保全公共下水道・農業集落排水供用開始 区域内の合併処理浄化槽処理人口)	648人	652人	658人
⑤ 合併処理浄化槽処理人口（下水道計画区域 内で未整備区域内の合併処理浄化槽処理人 口)	136人	137人	138人
⑥ 合併処理浄化槽処理人口（合併処理浄化槽 計画区域内の合併処理浄化槽人口)	2,657人	2,672人	2,698人
⑦ 単独処理浄化槽処理人口	3,874人	3,796人	3,705人
⑧ 非水洗化人口（汲取り）	4,693人	4,598人	4,488人
合 計	17,986人	17,859人	17,770人

※人口は住基人口を使用

(2) 生活排水処理率

区 分	令和6年度末 (実績値)	令和7年度末 (推計値)	令和8年度末 (目標値)
行政人口(住基人口)	17,986人	17,859人	17,770人
生活排水処理人口	9,419人	9,465人	9,577人
生活排水処理率	52.4%	53.0%	53.9%
前年比(R5 51.0%)	1.03	1.01	1.02

※生活排水処理人口は、①公共下水道(接続人口) + ②特定環境保全公共下水道(接続人口) + ③農業集落排水(接続人口) + 全合併処理浄化槽処理人口(生活排水の排出状況表の④+⑤+⑥)

(3) 生活排水処理施設(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)の普及率

区 分	令和6年度末 (実績値)	令和7年度末 (推計値)	令和8年度末 (目標値)
行政人口(住基人口)	17,986人	17,859人	17,770人
利用可能人口	13,370人	13,311人	13,286人
処理設備普及率	74.3%	74.5%	74.8%
前年比(R5 73.7%)	1.01	1.01	1.01

※利用可能人口は、公共下水道(特定環境保全含む)の供用開始区域内人口及び、農業集落排水の供用開始区域内人口と下水道計画区域内の未整備区域と合併処理浄化槽計画区域内における合併処理浄化槽設置の処理人口

(4) 公共下水道の接続件数及び接続率

区 分	令和6年度末 (実績値)	令和7年度末 (推計値)	令和8年度末 (目標値)
高田処理区(高田) ※接続率は人口ベース	18件(延べ1,010件) 接続人口2,495人 処理区域内人口4,669人 接続率53.4%	18件(延べ1,028件) 接続人口2,520人 処理区域内人口4,636人 接続率54.4%	19件(延べ1,047件) 接続人口2,553人 処理区域内人口4,613人 接続率55.3%
特定環境保全(境野) ※接続率は人口ベース	0件(延べ63件) 接続人口175人 処理区域内人口252人 接続率69.4%	1件(延べ64件) 接続人口177人 処理区域内人口250人 接続率70.8%	1件(延べ65件) 接続人口178人 処理区域内人口249人 接続率71.5%
本郷処理区(本郷) ※接続率は人口ベース	16件(延べ735件) 接続人口2,054人 処理区域内人口3,617人 接続率56.8%	5件(延べ740件) 接続人口2,051人 処理区域内人口3,591人 接続率57.1%	16件(延べ756件) 接続人口2,080人 処理区域内人口3,574人 接続率58.2%
合 計	34件 延べ1,808件 接続人口4,724人 処理区域内人口8,538人 接続率55.3%	24件 延べ1,832件 接続人口4,748人 処理区域内人口8,478人 接続率56.0%	36件 延べ1,868件 接続人口4,811人 処理区域内人口8,435人 接続率57.0%

※接続件数及び延べ件数は事業所等を含む接続公共マス件数

(5) 農業集落排水の接続件数及び接続率

区 分	令和6年度末 (実績値)	令和7年度末 (推計値)	令和8年度末 (目標値)
新鶴処理区 (新鶴)	6件(延べ349件) 接続人口989人 処理区域内人口1,759人 接続率56.2%	4件(延べ353件) 接続人口993人 処理区域内人口1,747人 接続率56.8%	6件(延べ359件) 接続人口1,005人 処理区域内人口1,738人 接続率57.8%
寺入処理区 (高田)	0件(延べ64件) 接続人口163人 処理区域内人口166人 接続率98.2%	0件(延べ64件) 接続人口162人 処理区域内人口165人 接続率98.2%	1件(延べ65件) 接続人口163人 処理区域内人口164人 接続率99.4%
関山処理区 (本郷)	1件(延べ45件) 接続人口102人 処理区域内人口114人 接続率89.5%	0件(延べ45件) 接続人口101人 処理区域内人口113人 接続率89.4%	1件(延べ46件) 接続人口103人 処理区域内人口113人 接続率91.2%
合 計	7件 延べ458件 接続人口1,254人 処理区域内人口2,039人 接続率61.5%	4件 延べ462件 接続人口1,256人 処理区域内人口2,025人 接続率62.0%	8件 延べ470件 接続人口1,272人 処理区域内人口2,015人 接続率63.1%

※接続件数及び延べ件数は事業所等を含む接続公共マス件数

(6) 合併処理浄化槽の設置数

区 分	令和6年度末 (実績値)	令和7年度末 (推計値)	令和8年度末 (目標値)
個人設置型 (一般家庭) ※浄化槽設置補助金使用無しも 含む	23件	18件	21件
市町村設置型 (新鶴地域)	H25で事業完了 管理数89件(設置85 基+寄付4基)	H25で事業完了 管理数89件(設置85 基+寄付4基)	H25で事業完了 管理数89件(設置85 基+寄付4基)

(7) 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(2)特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(3)農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(4)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	会津美里町・個人等
(5)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター

(8) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

①収集運搬の主体及び収集・処理計画量

区 分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し 尿	許可業者	3, 800 kℓ
浄化槽汚泥	許可業者	5, 200 kℓ

②許可業者（許可証指令番号順）

名 称	所在地
(有)ひばり総業	会津美里町米田字屋敷乙 1412 番地
(有)高田中央清掃	会津美里町字布才地 574 番地 1
本郷清掃(有)	会津美里町氷玉字古屋敷丙 1568 番地
(株)東部清掃	会津美里町永井野字東川原 194 番地 30

し尿及び浄化槽汚泥は、上記の許可業者が別表の収集地域について収集運搬を行なうものとする。

③収集運搬処分の機材、施設

・収集運搬機材（単位：台）

区 分	台 数
し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する許可業者のバキューム車	9

・中間処理施設

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター

し尿処理施設（会津若松市神指町大字南四合字才ノ神地内）

処理能力 211kℓ/日

（し尿 80 kℓ/日、浄化槽汚泥 131 kℓ/日 農業集落排水処理汚泥を含む。）

・最終処分施設

会津若松地方広域市町村圏整備組合沼平第3最終処分場

（磐梯町大字更科字沼平地内）

4 普及及び啓発活動の推進

生活排水対策は、町民一人ひとりが水質保全の必要性を理解し、家庭や地域において生活排水浄化のための努力が大切である。

そのため、公共下水道及び農業集落排水施設への接続、並びに合併処理浄化槽の設置を促進するため、広報紙への掲載等で、啓蒙活動を進めてきた。

また、浄化槽管理者に対しては、浄化槽の維持管理を自己の責任において行わなければならないことについても、広報紙への掲載等で周知活動を進めてきた。

今後も、生活排水対策の必要性及び浄化槽管理の重要性等について、引き続き啓蒙周知活動に努めていく。

別表

<し尿及び浄化槽汚泥収集運搬区域>

収集業者	収 集 地 域 名
(有)ひばり総業 本郷清掃(有) (有)高田中央清掃 (株)東部清掃	会津美里町全地域